

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
[略]	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	[同上]	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九、 <u>第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</u>		第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項並びに <u>第六条の五第一項及び銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十一の十二</u>
[略]		[同上]	
信用金庫法（昭和	第十二条第七項において準用する会社法	信用金庫法（昭和	第十二条第七項において準用する会社法

二十六年法律第二百三十八号)	第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）
	第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二	

二十六年法律第二百三十八号)	第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十第一項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）
	第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二	

銀行法	〔略〕	の十において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項
		第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八並びに第五十二条の六十一の十二
銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）		第十九条の二三項及び第四項、第三十四条の二十六第二項及び第三項並びに第三十四条の六十三の六十六
長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	〔略〕	
信用金庫法施行規則	〔銀行法施行規則（改正案）第三十四条	

銀行法	〔同上〕	の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
		第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の十二
銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）		第十九条の二三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項
長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	〔同上〕	
〔項を加える。〕		

〔略〕	則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	の六十三の六十六と同様の内容を規定する条項番号」
	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	〔略〕
〔略〕	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	〔銀行法施行規則（改正案）第三十四条の六十三の六十六と同様の内容を規定する条項番号〕
	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条及び第三十四条第二項
〔略〕	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條

〔同上〕	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	〔同上〕
	〔項を加える。〕	
〔同上〕	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条及び第三十四条第二項
	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三及び第七十八條

別表第二（第四条関係）

〔略〕	第二十二條、第五十二條、第六十二條の
資金決済に関する法律	十八、第六十三條の十三及び第七十八條

別表第三（第五条関係）

〔略〕	第六條の四の二第一項において準用する
協同組合による金融事業に関する法律	銀行法第五十二條の四十九及び第五十二條の六十第一項、第六條の五第一項において準用する同法第五十二條の六十の十八並びに第六條の五の十第一項において準用する同法第五十二條の六十一の十二
〔略〕	第八十九條第三項又は第五項において準用する銀行法第五十二條の四十九、同項において準用する同法第五十二條の六十第一項、第八十九條第七項において準用する同法第五十二條の六十の十八及び第八十九條第九項において準用する同法第
信用金庫法	

別表第二（第四条関係）

〔同上〕	第二十二條、第五十二條、第六十三條の
資金決済に関する法律	十三、第七十八條

別表第三（第五条関係）

〔同上〕	第六條の五第一項において準用する銀行
協同組合による金融事業に関する法律	法第五十二條の四十九（第五十二條の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び同法第五十二條の六十第一項（第五十二條の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第六條の五の十第一項において準用する同法第五十二條の六十一の十二
〔同上〕	第八十九條第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法第五十二條の四十九（第五十二條の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二條の六十第一項（第五十二條の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第
信用金庫法	

	長期信用銀行法	五十二條の六十一の十二
	銀行法	第五十二條の四十九（第五十二條の二十において準用する場合を含む。）、第五十二條の六十第一項、第五十二條の六十の十八及び第五十二條の六十一の十二
金融サービスの提供に関する法律	第三十條において準用する保険業法第二百九十三條において準用する商法第五百四十六條第一項及び第五百四十七條第一項、第三十二條において準用する貸金業法第十二條の四第二項、第三十三條並びに第三十四條第二項	

	長期信用銀行法	五十二條の六十一の十二
	銀行法	第五十二條の四十九（第五十二條の二十において準用する場合及び第五十二條の六十一第二項において適用する場合を含む。）、及び第五十二條の六十第一項（第五十二條の六十一第二項において適用する場合を含む。）
金融サービスの提供に関する法律	第十八條第二項において適用する銀行法第五十二條の六十一の十二、第三十條において準用する保険業法第二百九十三條において準用する商法第五百四十六條第一項及び第五百四十七條第一項、第三十二條において準用する貸金業法第十二條の四第二項、第三十三條並びに第三十四	

資金決済に関する法律	[略]	
		第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條

別表第四（第八条関係）

協同組合による金融事業に関する法律	[略]	
		第五條の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六條の二第一項において準用する会社法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の六十の二十七第一項及び第六條の五の十第一項において準用する同法第五十二條の六十一の二十一第一項
信用金庫法	[略]	第十二條第七項において準用する会社法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一條第四項、第二十三條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四條第九項、第三十七條の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八條第十一項（第一号に係る

資金決済に関する法律	[同上]	条第二項
		第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三及び第七十八條

別表第四（第八条関係）

協同組合による金融事業に関する法律	[同上]	
		第五條の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六條の二第一項において準用する会社法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第六條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項
信用金庫法	[同上]	第十二條第七項において準用する会社法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一條第四項、第二十三條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四條第九項、第三十七條の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八條第十一項（第一号に係る

銀行法施行規則	銀行法	〔略〕	長期信用銀行法	る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
				第十七条において準用する銀行法第二十条及び第五十二条の六十第二項

銀行法施行規則	銀行法	〔同上〕	長期信用銀行法	る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
				第十七条において準用する銀行法第二十条及び第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）

長期信用銀行法施行規則	〔略〕	四條の二十六第二項及び第三項並びに第三十四條の六十三の六十六
信用金庫法施行規則	〔銀行法施行規則（改正案）第三十四條の六十三の六十六と同様の内容を規定する条項番号〕	
貸金業法	〔略〕	
協同組合による金融事業に関する法律施行規則	〔銀行法施行規則（改正案）第三十四條の六十三の六十六と同様の内容を規定する条項番号〕	
〔略〕	金融サービスの提供に関する法律	第三十二條において準用する貸金業法第三十九條の二、第三十四條第二項及び第四十二條第一項
長期信用銀行法施行規則	〔項を加える。〕	三十四條の二十六第二項及び第三項
貸金業法	〔同上〕	
〔項を加える。〕	〔同上〕	
〔同上〕	金融サービスの提供に関する法律	第十八條第二項において適用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項、第三十二條において準用する貸金業法第三十九條の二、第三十四條第二項及び第四十二條第一項
〔同上〕		

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔注〕別表第一及び別表第四の信用金庫法施行規則の項及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則の項の下欄は、具体的な改正条項番号の代わりに、参照する銀行法施行規則改正案の条項番号を斜体で表示している（改正時には具体的な条項番号を規定する。）。